

記録回復に必要な 実務手順

(イメージ図)

年金額の計算

- 国民年金 (=基礎年金) = 原則 300ヶ月(25年)の 加入月数×定額
- 厚生年金 (報酬比例部分) = 平均標準報酬×加入月数×乗率×インフレ読み替え率

「300ヶ月」の判定 ⇒ カラ期間 + 資格期間の短縮特例  
 「300ヶ月未満」 ⇒ 高齢者任意加入制度・単独任意加入制度

窓口でのチェックシステム

相談窓口

- 社保事務所・・・困難事案対応チーム
- コールセンター・・・実効化と逆流防止

優先順位

- 個別照会の増加
- 70歳以上+無年金見込者

- A. 納付月数・加入月数が洩れている
- B. 標準報酬が少ない
- C. その他基礎年金番号に結びつかない

**コンピュータの記録 (統合途次分の実態精査)**  
 (社会保険事務所の端末)  
 (市町村、社労士への開放増)

**8.5億件の照合**  
 (画像データ検索システム)

- ①紙台帳・MF・MT
- ②他の社会保険事務所の紙台帳・MF
- ③全国の市町村の紙台帳・MF
- ④民間倉庫の紙台帳 (索出不能分の再検索)

記録の種類・申立て者の属性

- 一般の国民年金・厚生年金
- 脱退手当金 (厚生年金)
- 共済の過去記録
- 無年金見込み者
- 戦中・戦後の厚生年金

証拠なし  
 不審点の解明できず

第三者委員会

(社会保険審査会)

非あつせん

あつせん

- ①事実誤認の申立て
- ②事実なき申立て
- ③再申し立て
- ④泣き寝入り?

**条件の緩和**

- 社保事務所段階における記録回復基準の追加で
- 現行法令の運用面で
- 法令の改正・制定で

(モラルハザード減退策)

記録あり → 納得しない (現行制度面も含め)  
 記録あり → 納得した

記録の統合

差額の支給

- ・統合ミスの防止策
- ・統合拒絶者に係る記録の扱い

・再裁定や時効特例処理期間の短縮

**確認手段**

- ・特別便
- ・定期便
- ・年金通帳

未回答者対応  
 返戻分対応

自治体協力

・システム  
 ・人手

<参考1>

第三者委員会における「あっせん」と、「社会保険事務所段階における記録回復」の関連

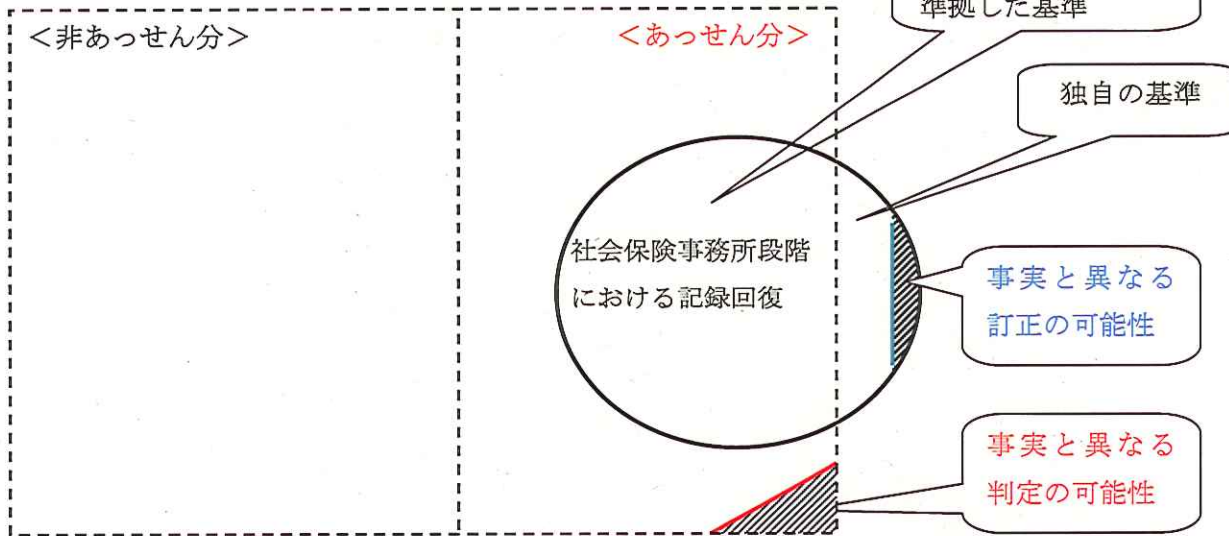
(「社会保険審査官・社会保険審査会による審査」については割愛。)

(概略の記述)

	第三者委員会における「あっせん」	「社会保険事務所段階における記録回復」
実態	①論理的・実務的に見て不自然な社会保険事務所の処理を訂正 ②物証なき申立てに対し、単一もしくは複数の傍証の組み合わせによる心証で判定 ③物証なき申立てであって、傍証もない場合は「非あっせん」	㊶申立てに対応する物証のある場合(個別に判定) ㊷第三者委員会あっせん事例のうち、類型化可能なパターン ㊸申立てに対応する証言・傍証のある場合(個別に判定) ㊹第三者委員会での「非あっせん分」についての記録回復は行わない
非あっせんや事務所段階での記録回復外の場合	第三者委員会への再申立て、あるいは提訴	第三者委員会への送付

(イメージ図)

<第三者委員会「あっせん」>



<判定の材料の例>

- A. 物証—本人保有記録
  - ・給与明細書
  - ・家計簿
- B. 物証—社会保険庁保有記録
  - ・滞納処分票
  - ・市町村名簿
- C. 証言・傍証
  - ・事業主の証言
  - ・家族の納付

<参考2> 任意加入制度 (厚生年金では、何れも社会保険庁長官の認可が必要。)

	～70歳未満	70歳以上～受給権取得時まで
国民年金	65歳～70歳までの、資格期間の未到達者につき、受給権取得時までの任意加入	なし
厚生年金	<p>任意単独被保険者制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 70歳未満の者が対象</li> <li><input type="checkbox"/> 非適用事業所で事業主の同意が必ず必要</li> <li><input type="checkbox"/> 事業主の半額負担</li> </ul>	<p>高齢任意加入被保険者制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 適用事業所なら、原則として被保険者の全額負担、事業主の半額負担の場合は事業主の同意が必要</li> <li><input type="checkbox"/> 非適用事業所なら、事業主の半額負担 (事業主の同意が必要)</li> </ul>